

栃木市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、栃木市長から監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表します。

令和3年2月26日

栃木市監査委員 藤 沼 康 雄

栃木市監査委員 入 野 登志子

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査
- 2 監査の期間 令和2年9月18日から令和2年10月14日まで
- 3 監査の対象

指定管理者名	施設名称	所管課
株式会社メディカルフィットネス とちの木	栃木市総合運動公園	建設部 公園緑地課
一般社団法人宅建とちぎ公営住宅 管理センター	栃木市営住宅及び栃木市 特定公共賃貸住宅	都市整備部 住宅課

- 4 措置の内容 次のとおり

監 査 対 象	株式会社メディカルフィットネスとちの木
監査結果報告日	令和2年12月11日付け 栃市監第62号
措置結果通知日	令和3年 2月18日付け 栃市総第241号
監 査 結 果	<p>指導事項（公園緑地課）</p> <p>(1) 事業計画書の提出期日及び内容の確認について 毎年度提出される事業計画書については、基本協定書第23条に規定されているとおり、市の指定する期日までに提出し市の確認を得なければならないものである。そして、市は単に確認するだけにとどまらず、それまでの実績を踏まえ必要に応じて内容を協議し、それらを経て4月1日から指定管理者が事業開始できるよう臨むべきである。</p> <p>所管課によると、提出期限は前年度の3月31日までと定めているとのことで、令和2年度事業計画書は3月29日に提出されているが、事業計画書の内容の確認及び協議を実質1日、2日で行うことは、施設の規模、事業内容を考慮すると時間的に困難で、形式的な提出になっていると言わざるを得ない。</p> <p>所管課においては、事業計画書について、より良い施設運営に結び付くよう内容を確認し、必要に応じ指定管理者と協議するとともに、それらを行うため必要かつ十分な提出期日を設け、その上で滞りなく次年度の事業が開始できるよう改善されたい。</p> <p>(2) 人件費の会計区分について 自主事業に係る収支については、仕様書において、自主事業に係る経費は指定管理者の負担とし、自主事業で得た収入は指定管理者の収入とすることと定めていることから、指定管理業務に係る収支とは区分して会計を経理することが求められる。</p> <p>令和元年度事業報告書の収支決算に記載された人件費について、関係帳簿類を照合したところ、指定管理業務の人件費に自主事業のトレーナー業務に関わる職員を含む全ての正職員の給料が計上されているなど、指定管理業務に係る人件費と自主事業に係る人件費が適切に区分されているとは言い難い状況である。</p> <p>指定管理者から予め措置状況の報告があった総括責任者の役員報酬に関すること、及びパート・アルバイトを含む全職員の通勤手当に関することも含め、所管課においては、指定管理者の人件費に係る会計区分の実態を把握するとともに、指定管理業務に係る人件費と自主事業に係る人件費とが適切に区分されるよう指定管理者に指導されたい。</p>

措 置 内 容	<p>(1) 事業計画書の提出期日及び内容確認について 事業計画書提出期限の10日前までに、事業計画書の内容について指定管理者と事前協議を行うよう指導済み。</p> <p>(2) 人件費の会計区分について 令和3年度決算より、指定管理業務に係る人件費と自主事業分を適切に区分した決算書の提出を行うよう指導済み。</p>
---------	---

監 査 対 象	一般社団法人宅建とちぎ公営住宅管理センター
監査結果報告日	令和2年12月11日付け 栃市監第62号
措置結果通知日	令和3年 2月18日付け 栃市総第241号
監 査 結 果	<p>指導事項（住宅課）</p> <p>(1) 収支決算における維持補修費について 令和元年度事業報告書の収支決算に記載された維持補修費について、法人の決算報告書と照合したところ、帳簿上の維持補修費に租税公課費を加えた金額となっていた。</p> <p>事業報告書の収支決算は、実績を把握するとともに、指定管理料を算定する基礎となる重要な資料であり、正確な金額を記載することが求められる。</p> <p>所管課においては、提出された事業報告書について関係書類と照合するよう努めるとともに、指定管理者に対し適正かつ正確な事業報告書を作成するよう指導されたい。</p> <p>(2) 花火大会への協賛金について 令和元年度事業報告書の収支決算に記載された雑費について、関係帳簿類を照合したところ、花火大会への協賛金が含まれていた。</p> <p>指定管理者が、法人として地域の花火大会の趣旨に賛同し、協賛すること自体に異論はないが、その協賛金を指定管理業務の経費に加えることは適正とは認められない。</p> <p>所管課においては、指定管理業務に含まれない経費が収支決算に計上されることのないよう適切に指定管理者に指導されたい。</p>
措 置 内 容	<p>(1) 収支決算における維持補修費について 適正かつ正確な事業報告書を作成するよう指導し、当該収支決算は修正済みです。</p> <p>(2) 花火大会への協賛金について 花火大会への協賛金は、指定管理業務の経費から除外するよう指導し、当該収支決算は修正済みです。</p> <p>なお、提出された事業報告書等の確認については、複数人で正確に実施するよう努めてまいります。</p>